

臨床工学技士教育見直しの背景

臨床工学技士の概要

業 務 等 ※臨床工学技士法（昭和62年法律第60号。以下「法」という。）

- 医師の指示の下に、生命維持管理装置（※1）の操作（※2）及び保守点検を行うことを業とする。
（法第2条第2項）

※1 人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。

※2 生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。

【生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるもの（施行令第1条）】

1. 人工呼吸装置のマウスピース、鼻カニューレその他の先端部の身体への接続又は身体からの除去（気管への接続又は気管からの除去にあつては、あらかじめ接続用に形成された気管の部分への接続又は当該部分からの除去に限る。）
2. 血液浄化装置の穿（せん）刺針その他の先端部のシャントへの接続又はシャントからの除去
3. 生命維持管理装置の導出電極の皮膚への接続又は皮膚からの除去

- 臨床工学技士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める生命維持管理装置の操作を行ってはならない。（法第38条）

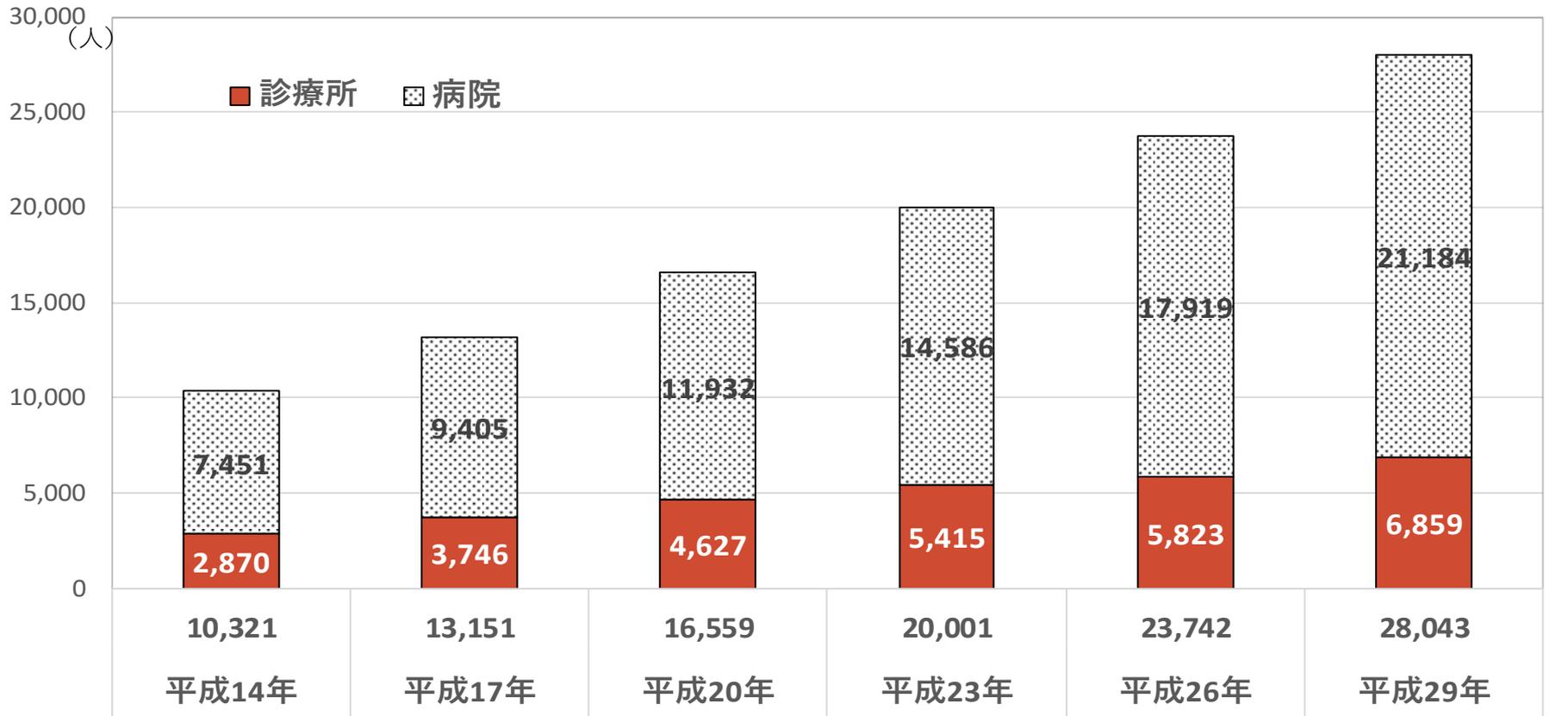
【厚生労働省令で定める生命維持管理装置の操作（施行規則32条）】

1. 身体への血液、気体又は薬剤の注入
2. 身体からの血液又は気体の抜き取り（採血を含む。）
3. 身体への電氣的刺激の負荷

現 況

- | | |
|--------------------------------------|---------------------|
| (1) 免許取得者数（令和元年12月31日現在） | 45,631名 |
| (2) 医療従事者数（平成29年10月1日 医療施設調査・病院報告より） | |
| | 病 院： 21,184名（常勤換算数） |
| | 診療所： 6,859名（常勤換算数） |
| (3) 学校養成所数（令和2年4月1日現在） | 83校 定員3,876名 |

臨床工学技士 業務従事者数の推移



(各年10月1日現在)

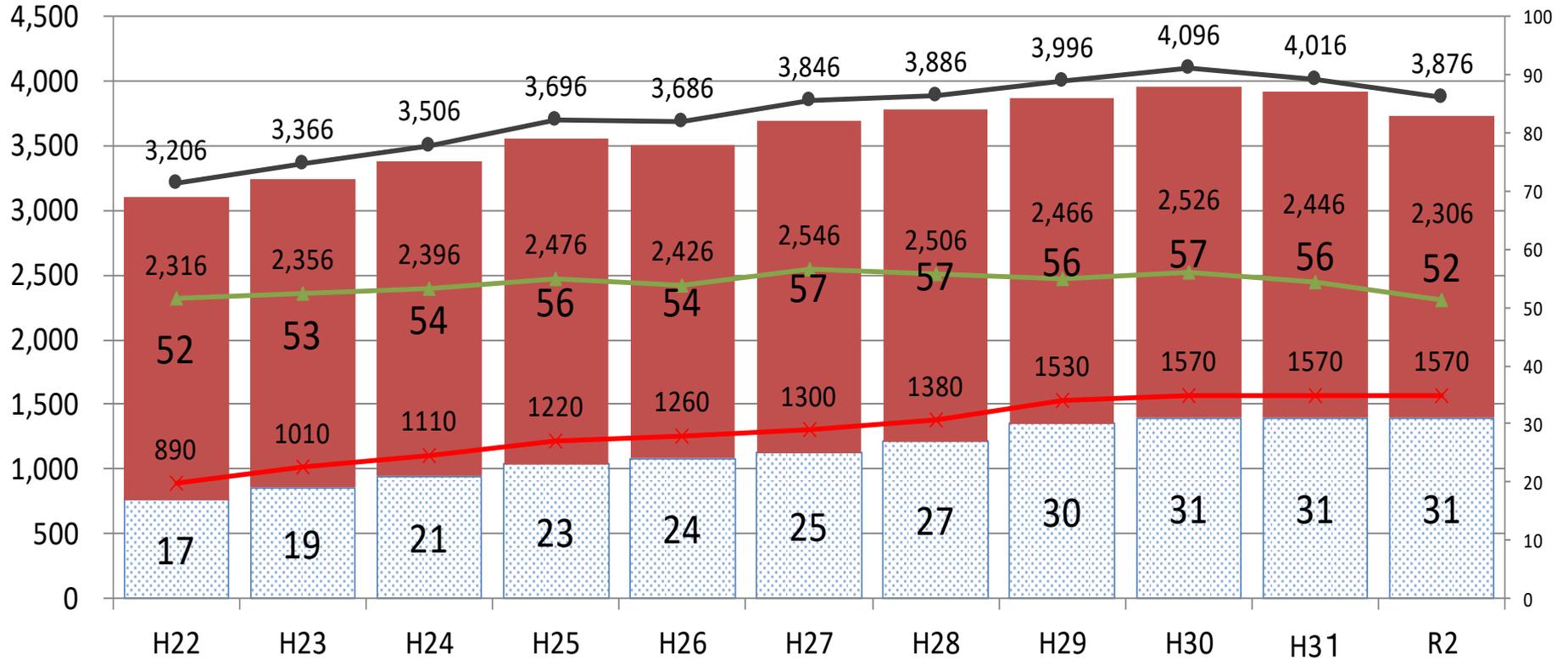
	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年	平成29年
合計 (人)	10,321	13,151	16,559	20,001	23,742	28,043
病院	7,451	9,405	11,932	14,586	17,919	21,184
診療所	2,870	3,746	4,627	5,415	5,823	6,859

※医療施設調査・病院報告より作成。

※従事者数は、常勤換算である。

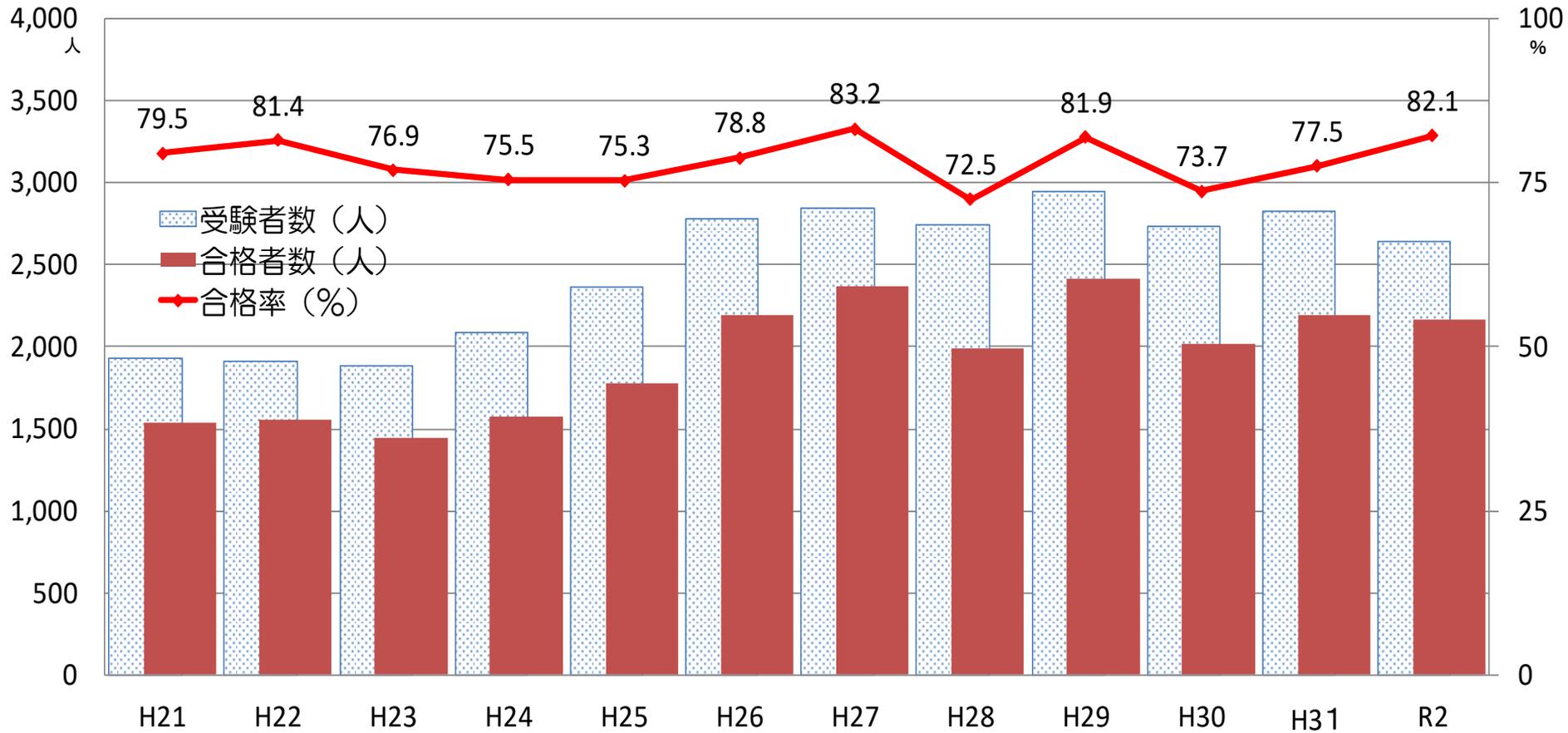
臨床工学技士養成所数・養成定員 年度別推移

厚生労働省 施設(校) 文部科学省 施設(校) 厚生労働省 定員(人) 文部科学省 定員(人) 計 定員(人)



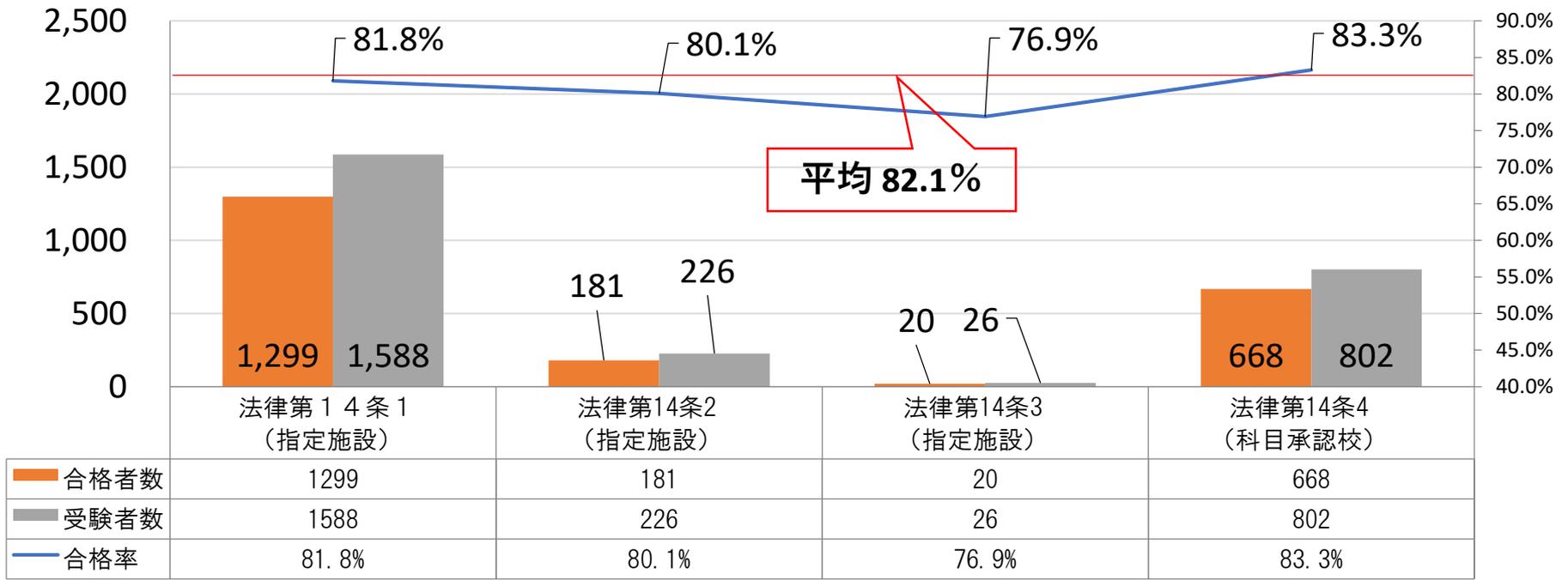
年次		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
厚生労働省	施設(校)	52	53	54	56	54	57	57	56	57	56	52
文部科学省	施設(校)	17	19	21	23	24	25	27	30	31	31	31
厚生労働省	定員(人)	2,316	2,356	2,396	2,476	2,426	2,546	2,506	2,466	2,526	2,446	2,306
文部科学省	定員(人)	890	1,010	1,110	1,220	1,260	1,300	1,380	1,530	1,570	1,570	1,570
計	施設(校)	69	72	75	79	78	82	84	86	88	87	83
	定員(人)	3,206	3,366	3,506	3,696	3,686	3,846	3,886	3,996	4,096	4,016	3,876

臨床工学技士国家試験 合格率等推移



実施年	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
受験者数 (人)	1,929	1,911	1,882	2,086	2,361	2,784	2,848	2,739	2,947	2,737	2,828	2,642
合格者数 (人)	1,533	1,555	1,447	1,574	1,779	2,195	2,370	1,987	2,413	2,017	2,193	2,168
合格率 (%)	79.5	81.4	76.9	75.5	75.3	78.8	83.2	72.5	81.9	73.7	77.5	82.1

令和2年 臨床工学技士国家試験 合格率（受験資格別） 総合格者数=2,168名



	施設数	総数			新卒			既卒		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
法第14条第1号 (指定施設)	51	1588	1299	81.8%	1348	1227	91.0%	240	83	34.6%
法第14条第2号 (指定施設)	12	226	181	80.1%	186	173	93.0%	40	10	25.0%
法第14条第3号 (指定施設)	2	26	20	76.9%	19	19	100.0%	7	1	14.3%
法第14条第4号 (科目承認校)	27	802	668	83.3%	686	612	89.2%	116	43	37.1%
合計	92	2642	2168	82.1%	2239	2031	90.7%	403	137	34.0%

臨床工学技士国家試験 受験資格について

法(※1)第14条第1号

文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所（以下「**指定施設**」という。）において、**3年以上** 臨床工学技士として必要な知識・技能を修得したもの

法第14条第2号

大学、高専、施行規則(※2)第13条で定める学校、文教研修施設、養成所において**2年**（高専は**5年**）以上修業し、かつ、**告示97号**(※3)で定める科目を修めた者

＜告示97号で定める科目＞

1. 人文科学のうち2科目
2. 社会科学のうち2科目
3. 自然科学のうち2科目
4. 外国語
5. 保健体育
6. 以下の科目のうち**8科目**

〔公衆衛生学、解剖学、生理学、病理学、生化学、免疫学、看護学概論、保健技術学、応用数学、医用工学概論、システム工学、情報処理工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、放射線工学概論、臨床医学概論、内科診断学〕

指定施設にて、**1年以上** 臨床工学技士として必要な知識・技能※6を修得したもの

※6
第14条第1号の**基礎分野14単位を除いた**教育内容（指定規則(※7)第4条第2項第3号）

法第14条第3号

大学、高専、施行規則(※2)第13条で定める学校、文教研修施設、養成所において**1年**（高専は**4年**）以上修業し、かつ、**告示98号**(※4)で定める科目を修めた者

＜告示98号で定める科目＞

1. 人文科学のうち2科目
2. 社会科学のうち2科目
3. 自然科学のうち2科目
4. 外国語
5. 保健体育
6. 以下の科目のうち**4科目**

〔公衆衛生学、解剖学、生理学、病理学、生化学、免疫学、看護学概論、保健技術学、応用数学、医用工学概論、システム工学、情報処理工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、放射線工学概論、臨床医学概論、内科診断学〕

指定施設にて、**2年以上** 臨床工学技士として必要な知識・技能※6を修得したもの

※6
第14条第1号の**基礎分野14単位を除いた**教育内容（指定規則(※7)第4条第3項第3号）

法第14条第4号

大学において、**告示99号**(※5)で定める以下の科目を修めて卒業した者（以下「**科目承認校**」という。）

〔公衆衛生学、医学概論、解剖学、生理学、病理学、生化学、薬理学、免疫学、看護学概論、応用数学、医用工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、医用機器学概論、生体機能代行装置学、医用治療機器学、生体計測装置学、医用機器安全管理学、臨床医学総論、関係法規、臨床実習〕

法第14条第5号

- ・外国の生命維持管理装置の操作及び保守点検に関する学校又は養成所を卒業した者
- ・外国で臨床工学技士の免許に相当する免許を受けた者

大臣認定

法附則第2条該当者

臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であって、文部大臣又は厚生大臣が指定したものにおいて、

- ・法施行の際（昭和63年4月1日）現に臨床工学技士として必要な知識及び技能の修得を終えている者
- ・法施行の際（昭和63年4月1日）現に臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中の者であって、法施行後にその修得を終えた者

臨床工学技士国家試験

※1 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）※2 臨床工学技士法施行規則（昭和63年厚生省令第19号）※3 臨床工学技士法第14条第2号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（昭和63年厚生省告示第97号）

※4 臨床工学技士法第14条第3号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（昭和63年厚生省告示第98号）※5 臨床工学技士法第14条第4号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目（昭和63年厚生省告示第99号）

※6 臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和63年文部省令・厚生省令第2号）

臨床工学技士法

第14条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定により大学に入学することができる者(この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、**3年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの**
- 2 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所^{※1}において**2年**(高等専門学校にあつては、**5年**)**以上**修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、**1年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの**
- 3 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所^{※2}において**1年**(高等専門学校にあつては、**4年**)**以上**修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、**2年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの**
- 4 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において**厚生労働大臣が指定する科目を修めて卒業した者**
- 5 外国の生命維持管理装置の操作及び保守点検に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で臨床工学技士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

※1 臨床工学技士法施行規則(昭和63年厚生省令第19号)第13条(法第14条第2号の厚生労働省令で定める学校、文教研修施設又は養成所)

※2 臨床工学技士法施行規則(昭和63年厚生省令第19号)第14条(法第14条第3号の厚生労働省令で定める学校、文教研修施設又は養成所)

これまでの学校養成所指定規則等における改正の概要

臨床工学技士学校養成所授業時間等の変遷

○昭和63年 臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和63年文部省厚生省令第2号）

法第14条1号	講義：2,670時間（うち臨床実習：180時間）	その他選択必修科目：330時間	合計3,000時間
法第14条2号	講義：2,115時間（うち臨床実習：180時間）		合計2,115時間
法第14条3号	講義：2,115時間（うち臨床実習：180時間）		合計2,115時間
法第14条4号	講義：時間規定なし	臨床実習：時間規定なし	



○【大綱化】平成16年改正（平成16年文部省厚生省令第3号）

法第14条1号	講義：89単位	臨床実習：4単位	合計93単位
法第14条2号	講義：75単位	臨床実習：4単位	合計79単位
法第14条3号	講義：75単位	臨床実習：4単位	合計79単位
法第14条4号	講義：単位規定なし	臨床実習：単位規定なし	

臨床工学技士学校養成所指定規則の改正の概要（平成16年）

- 臨床工学技士学校養成所指定規則の一部改正（平成16年文部科学省厚生労働省令第3号）
- 単位制の導入
 - ・ 93単位以上
- 1単位の授業時間数
 - ・ 講義及び演習 15時間～30時間
 - ・ 実験、実習及び実技 30時間～45時間

臨床工学技士養成所のガイドラインの策定（平成27年）

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号）等により、臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）等の一部が改正され、臨床工学技士養成所の指定・監督権限を厚生労働大臣から都道府県知事に移譲。
これに伴い、新たに臨床工学技士養成所課程に係るものを「臨床工学技士養成所指導ガイドライン」（平成27年3月31日医政発0331第31号（※））として通知した。
（※）地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言

法第14条第1号の学校及び養成所の指定基準

指定規則第4条第1項

- 1 学校教育法第90条第1項に規定する者(法第14条第1号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)又は法附則第四条に規定する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 2 修業年限は、**3年以上**であること。
- 3 教育の内容は、**別表第1**に定めるもの以上であること。
- 4 **別表第1**に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち6人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに3を加えた数)以上は、医師、臨床工学技士、工学修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学識経験を有する者(以下「医師等」という。)である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては4人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに1を加えた数)、その翌年度にあつては5人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに2を加えた数)とすることができる。
- 5 医師等である専任教員のうち少なくとも3人は、免許を受けた後5年以上法第2条第2項に規定する業務を業として行った臨床工学技士(以下「業務経験5年以上の臨床工学技士」という。)であること。ただし、業務経験5年以上の臨床工学技士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては1人、その翌年度にあつては2人とすることができる。
- 6 1学級の定員は、10人以上40人以下であること。
- 7 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
- 8 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。
- 9 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 10 臨床実習を行うのに適当な病院を実習施設として利用しうること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 11 前号の実習施設として利用する病院は、実習用設備として別表第2に掲げる設備を有するものであること。
- 12 専任の事務職員を有すること。
- 13 管理及び維持経営の方法が確実であること。

○昭和63年改正（昭和63年文部省厚生省令第2号）

科目	基礎科目				専門基礎科目														専門科目							小計	その他選択必修科目	総計									
	人文科学 2科目	社会科学 2科目	自然科学 2科目	外国語	医学							工学							医用機器学概論	生体機能代行装置学	医用治療機器学	生体計測装置学	医用機器安全管理学	臨床医学総論	関係法規				臨床実習								
					保健体育	公衆衛生学	医学概論	人の構造及び機能	病理学概論	基礎医学実習	臨床生理学	臨床生化学	臨床免疫学	臨床薬理学	看護学概論	応用数学	医用工学概論	システム工学												情報処理工学	情報処理実習	システム・情報処理実習	電気工学	電子工学	物性工学	機械工学	材料工学
講義	60	60	60	180	15	15	15	60	45		30	45	30	30	30	90	60	45	60		75	75	45	45	45	60	30	120	180	60	60	60	240	15		2040	
実習									45※1									45※2			45	45							90	45	45	45			180	630	3000
計	60	60	60	180	60	15	15	60	45	45	30	45	30	30	90	60	45	60	45	120	120	45	45	45	60	30	120	270	105	105	105	240	15	180※4	2670	330	

※1 人の構造及び機能と病理学概論に関する実習。 ※2 システム工学と情報処理工学に関する実習。
 ※3 講義における医学領域と工学領域の時間配分は、おおむね2分の1ずつとすること。 ※4 人工心肺装置実習45時間、血液透析装置実習45時間、集中治療室及び手術室実習45時間を含むこと。
 備考

1. 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則第14条に定める学校、文教研修施設又は養成所において既に履修した科目については、免除することができる。
2. 選択必修科目は、専門基礎科目及び専門科目のうちから選択して講義又は実習を行う。

○【大綱化】平成16年改正（平成16年文部科学省厚生労働省令第3号）

教育内容	基礎分野		専門基礎分野				専門分野					合計	
	科学的思考の基盤	人間と生活	人体の構造と機能	臨床上に必要な医学的基礎	臨床上に必要な理工学的基礎	臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	医用生体工学	医用機器学	生体機能代行技術学	医用安全管理学	関連臨床医学		臨床実習
単位数		14	6	8	16	7	7	8	12	5	6	4	93

- 備考
1. 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項の規定の例による。
 2. 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則第14条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。
 3. 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習4単位以上及び臨床実習以外の教育内容89単位以上（うち基礎分野14単位以上、専門基礎分野37単位以上及び専門分野38単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。
 4. 医用生体工学、医用機器学、生体機能代行技術学及び医用安全管理学の講義における医学的領域と工学的領域の時間配分は、おおむね2分の1ずつとするものとする。
 5. 臨床実習の単位数には、血液浄化装置実習の1単位、集中治療室実習及び手術室実習の1単位並びに医療機器管理業務実習の1単位を含むものとする。
 6. 集中治療室実習においては、必ず人工呼吸器実習を行うものとする。
 7. 手術室実習においては、必ず人工心肺装置実習を行うものとする。

法第14条第2号の学校及び養成所の指定基準

指定規則第4条第2項

- 1 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則(昭和63年厚生省令第19号)第13条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において2年(高等専門学校にあっては、5年)以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 2 修業年限は、**1年以上**であること。
- 3 教育の内容は、**別表第3**に定めるもの以上であること。
- 4 **別表第3**に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち4人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあっては、1学級増すごとに1を加えた数)以上は、医師等である専任教員であること。
- 5 医師等である専任教員のうち少なくとも1人は、業務経験5年以上の臨床工学技士であること。
- 6 前項第6号から第13号までに該当するものであること。

法第14条第3号の学校及び養成所の指定基準

指定規則第4条第3項

- 1 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則第14条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において1年(高等専門学校にあっては、4年)以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 2 修業年限は、**2年以上**であること。
- 3 教育の内容は、**別表第3**に定めるもの以上であること。
- 4 **別表第3**に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち5人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあっては、1学級増すごとに2を加えた数)以上は、医師等である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては4人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあっては、1学級増すごとに1を加えた数)とすることができる。
- 5 医師等である専任教員のうち少なくとも2人は、業務経験5年以上の臨床工学技士であること。ただし、業務経験5年以上の臨床工学技士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては1人とすることができる。
- 6 第1項第6号から第13号までに該当するものであること。

○昭和63年改正（昭和63年文部省厚生省令第2号）

科目	専門基礎科目																	専門科目							小計	総計					
	医学									工学																					
	公衆衛生学	医学概論	人の構造及び機能	病理学概論	基礎医学実習	臨床生理学	臨床生化学	臨床免疫学	臨床薬理学	看護学概論	応用数学	医用工学概論	システム工学	情報処理工学	情報処理実習	システム・情報処理実習	電気工学	電子工学	物性工学	機械工学	材料工学	計測工学	医用機器学概論	生体機能代行装置学			医用治療機器学	生体計測装置学	医用機器安全管理学	臨床医学総論	関係法規
講義	15	15	60	45		30	45	30	30	30	90	60	45	60		75	75	45	45	45	60	120	180	60	60	60	240	15		1530	
実習					45※1										45※2	45	45							90	45	45	45			180	585
計	15	15	60	45	45	30	45	30	30	30	90	60	45	60	45	120	120	45	45	45	60	120	270	105	105	105	240	15	180※4	2115	

※1 人の構造及び機能と病理学概論に関する実習。 ※2 システム工学と情報処理工学に関する実習。
 ※3 講義における医学領域と工学領域の時間配分は、おおむね2分の1ずつとすること。 ※4 人工心肺装置実習45時間、血液透析装置実習45時間、集中治療室及び手術室実習45時間を含むこと。

- 備考
1. 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則第14条に定める学校、文教研修施設又は養成所において既に履修した科目については、免除することができる。
 2. 選択必修科目は、専門基礎科目及び専門科目のうちから選択して講義又は実習を行う。

○【大綱化】平成16年改正（平成16年文部科学省厚生労働省令第3号）

教育内容	専門基礎分野				専門分野						合計
	人体の構造と機能	臨床工学に必要な医学的基礎	臨床工学に必要な理工学的基礎	臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	医用生体工学	医用機器学	生体機能代行技術学	医用安全管理学	関連臨床医学	臨床実習	
単位数	6	8	16	7	7	8	12	5	6	4	79

- 備考
1. 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項の規定の例による。
 2. 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則第14条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。
 3. 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習4単位以上及び臨床実習以外の教育内容75単位以上（うち専門基礎分野37単位以上及び専門分野38単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。
 4. 医用生体工学、医用機器学、生体機能代行技術学及び医用安全管理学の講義における医学的領域と工学的領域の時間配分は、おおむね2分の1ずつとするものとする。
 5. 臨床実習の単位数には、血液浄化装置実習の1単位、集中治療室実習及び手術室実習の1単位並びに医療機器管理業務実習の1単位を含むものとする。
 6. 集中治療室実習においては、必ず人工呼吸器実習を行うものとする。
 7. 手術室実習においては、必ず人工心肺装置実習を行うものとする。

○昭和63年改正

臨床工学技士法第14条第4号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目（昭和63年厚生省告示第99号）

臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第14条第4号の規定に基づき、厚生大臣の指定する科目を次のとおり定める。

科 目																								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
公衆衛生学	医学概論	解剖学	生理学	病理学	生化学	薬理学	免疫学	看護学概論	応用数学	医用工学	電気工学	電子工学	物性工学	機械工学	材料工学	計測工学	医用機器学概論	生体機能代行装置学	医用治療機器学	生体計測装置学	医用機器安全管理学	臨床医学総論	関係法規	臨床実習



○変更なし